

発議案第5号

「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、「手話言語法」制定を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月20日

提出者	上越市議会議員	杉田勝典
賛成者	同	石田裕一
	同	小林和孝
	同	塚田隆敏
	同	渡邊隆
	同	上野公悦
	同	上松和子
	同	内山米六
	同	永島義雄
	同	石平春彦

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者（ろう者）にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は2009（平成21）年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進めているところであり、2011（平成23）年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国会並びに政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日

上 越 市 議 会